

古物営業法の改正概要（古物営業法の一部を改正する法律）

4つの改正点

① 許可単位の見直し（施行日：令和2年4月1日）

【都道府県ごとの許可から全国共通の許可へ】

改正前	改正後
複数の都道府県に営業所等がある場合、都道府県ごとに許可を受ける必要がある。	主たる営業所等を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は届出だけでよい。

② 営業制限の見直し（施行日：平成30年10月24日）

【仮設店舗での営業ができるようになった】

改正前	改正後
買った古物を受取る場所は、営業所か、お客の家だけ。	3日前までに日時・場所の届出をすれば、仮設店舗でも古物を受取ることができる。

③ 簡易取消し制度の新設（施行日：平成30年10月24日）

改正前	改正後
古物商が3ヶ月以上所在不明である場合に、許可を取消することができる。	古物商が所在不明のとき、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申し出がない場合は、許可を取消することができる。

④ 欠格事由の追加（施行日：平成30年10月24日）

改正前	改正後
暴力団員や窃盗罪で罰金刑を受けた者でも古物営業許可の制限はない。	暴力団員や窃盗罪で罰金刑を受けてから5年以内の者は欠格となる。現在、許可を受けていても該当すれば取消しとなる。

以上